

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

**マックス株式会社**

代表取締役社長 黒 沢 光 照

## 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号  
当社本店 8階会議室
3. 株主総会の目的である事項  
報 告 事 項 1. 第86期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第86期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員賞与支給の件  
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.max-ltd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 事 業 報 告

(自 平成28年4月1日)  
至 平成29年3月31日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得情勢の改善を受けて個人消費に持ち直しの動きが見られるなど緩やかな回復基調となりました。当社事業に影響を与える国内新設住宅着工戸数は、政府の住宅取得支援策や日本銀行のマイナス金利政策による住宅ローン金利の低下を背景に戸建て住宅や賃貸住宅の着工戸数が堅調に推移しました。

海外では、米国経済において雇用環境の改善による個人消費の増加や設備投資の持ち直しなど景気拡大が継続し、欧州経済においても量的金融緩和を下支えに緩やかな景気回復が見られました。一方で、中国やアジア新興国の一部で成長が減速したことや、英国のEU離脱問題及び米国の新政権の政策運営などに不確実性が残るなど、当社を取り巻く事業環境は先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下で当社グループは、『1. 成長事業の確立 2. 収益力の強化 3. 自ら考え、行動を起こす』を当期の経営方針として掲げ、その実現に向けて①成長分野への投入シフト②消耗品ビジネスの再構築③設備投資・拠点再編によるコストダウン④新規技術領域の探索と深耕の4つの基本戦略を実行することで持続的な成長を図り全社収益の向上を目指してまいりました。

この結果、売上高は669億6千7百万円(前期比0.7%の増収)、営業利益は63億2千3百万円(同7.5%の増益)となりました。経常利益は外貨建て資産等の為替差損が前期に比べ減少し64億5千5百万円(同11.4%の増益)、親会社株主に帰属する当期純利益は47億2千6百万円(同34.6%の増益)となりました。

当期における部門別の概況は次のとおりです。

オフィス機器部門は、国内オフィス事業では、前期に新製品を投入した表示作成機「Be pop(ビーポップ)」の販売が引き続き工場を中心に増加しました。一方で、文具関連の販売が減少したことにより、事業全体では微減収となりました。

海外オフィス事業は、ホッチキス販売では南アジアにおいて販売チャネル強化に取り組んだことで売上が増加しました。また、表示作成機「ビーポップ」販売では英国子会社ライトハウス社を中心に販売チャネルの強化を行い、欧州市場で伸長しました。一方で、事業全体では前年に比べて円高となった為替の影響を受けたことにより、売上高は前年水準となりました。

オートステープラ事業は、複写機市場の堅調な推移を背景に機械販売は増加しましたが、前年に比べ円高となった為替の影響を受けたことで、減収となりました。

この結果、部門全体の売上高は231億8千2百万円で、前期比2.7%の減収となりました。インダストリアル機器部門は、国内機工事業では、鉄筋コンクリート構造物の着工床面積が回復傾向となったことからコンクリート構造物向け工具の販売が前年水準の実績となりました。また、新設住宅着工戸数の堅調な推移を背景に新製品の充電工具をはじめとした木造建築用工具の販売が増加したことで、事業全体では増収となりました。

海外機工事業は、欧米市場での新規販売網の構築と既存ルートでの関係強化により、木造建築用工具とコンクリート構造物向け工具の販売がともに増加しました。一方で、事業全体では前年に比べて円高に推移した為替の影響を受けたことにより売上高は前年水準となりました。

住環境機器事業は、ディスプレイシステムの販売が減少しましたが、主力の浴室暖房換気乾燥機を戸建て住宅や賃貸住宅市場向けに拡販したことで、事業全体で増収となりました。

この結果、部門全体の売上高は405億2千8百万円で前期比3.0%の増収となりました。

HCR (Home Care&Rehabilitation) 機器部門は、大手レンタルルート向けに新製品の採用に向けた提案活動に注力したものの、車いすの販売が減少し、減収となりました。一方で、生産体制の見直しによるコスト削減や新設備投入による生産性向上に加え、前年に対して為替が円高に推移したことがコストダウンにつながり、営業損失が縮小しました。

この結果部門全体の売上高は32億5千7百万円で前期比2.2%の減収となりました。

## 部門別売上高

| 部 門 名               |     | 売 上 高  | 前 期 比 増 減 率 |
|---------------------|-----|--------|-------------|
|                     |     | 百万円    | %           |
| オ フ ィ ス 機 器         | 国 内 | 13,326 | △1.6        |
|                     | 海 外 | 9,855  | △4.1        |
|                     | 部門計 | 23,182 | △2.7        |
| イ ン ダ ス ト リ ア ル 機 器 | 国 内 | 30,766 | 3.9         |
|                     | 海 外 | 9,761  | 0.2         |
|                     | 部門計 | 40,528 | 3.0         |
| H C R 機 器           | 国 内 | 3,163  | △2.9        |
|                     | 海 外 | 93     | 33.8        |
|                     | 部門計 | 3,257  | △2.2        |
| 合 計                 | 国 内 | 47,256 | 1.8         |
|                     | 海 外 | 19,710 | △1.9        |
|                     | 部門計 | 66,967 | 0.7         |

## 2. 対処すべき課題

### ①企業価値の向上

#### 『オフィス機器部門』

国内オフィス事業では、創業事業であるホッチキスをはじめとした「とじる」事業において、ホッチキスの市場シェア向上と、新とじ具である紙針ホッチキスの市場開拓に取り組めます。また、表示作成機「ビーポップ」、「ラベルプリンタ」等を展開している文字表示事業において、各市場の現場用途を捉えた提案活動と新たな需要開拓に取り組み、事業拡大を図ってまいります。海外オフィス事業は、アジア新興国でのホッチキス事業の販売ルート・チャネル強化を行い、各国での市場拡大に取り組めます。また、文字表示事業では、英国ライトハウス社の欧州市場でのマーケティング手法を北米やアジア市場でも展開することで、「ビーポップ」事業の規模拡大に取り組んでまいります。オートステープラ事業は、出荷先である複写機メーカーへの「デザインイン」活動により連携を深め、新製品の開発・新市場の開拓に取り組むことで、更なる事業成長を図ってまいります。

#### 『インダストリアル機器部門』

国内機工品事業では、新設住宅着工戸数の変動など外部環境要因に対応するため、エリアマーケティングで市場を捉え、細分化した市場ニーズに合わせた製品提案を行うとともに新製品の投入やセールスプロモーションにより木造建築用工具の基盤強化に取り組む、事業の拡大を目指してまいります。コンクリート構造物向け工具では、取引先との関係を強化し、大型物件での導入活動へつなげてまいります。農業市場では新製品の園芸用誘引結束機「テープナー」の拡販を推進し、事業成長へ向けて取り組んでまいります。海外機工品事業では、欧米市場において、木造建築用工具の拡充と販売チャネルの構築を進めるとともに製品認知度を高めることで、事業基盤の強化を図り事業拡大に取り組んでまいります。住環境機器事業は、戸建て住宅や賃貸住宅など既存市場での事業ボリュームの維持に加え、トップシェアの電気式浴室暖房換気乾燥機を軸としてリフォーム市場の開拓に取り組む、収益性向上と事業拡大を目指してまいります。

#### 『HCR機器部門』

この部門はグループ会社である㈱カワムラサイクルの車いす事業が中心となります。生産・開発部門では、モジュール設計の実用化に向けた技術深耕と、VA (Value Analysis) 活動を行うことで収益基盤の強化に取り組んでまいります。また、営業部門では、前期に発売した新製品の車いすの導入を進め、売上拡大に取り組んでまいります。

今後とも当社グループは、お客様の使用現場を捉えた満足度の高い製品を提供し、ホッチキス・釘打機・浴室暖房換気乾燥機などの提案・販売で培ったマックスブランドを更に拡大することでグローバルな競争を勝ち抜いてまいります。

## ②「環境保全」への対応

当社グループは、「環境保全」を重要課題のひとつとして捉えております。製品の開発・製造から廃棄に至るまでの事業活動や、業務面における環境にやさしい事務用品の使用など、あらゆる面から生じる環境負荷に対して、その削減に取り組んでおります。

群馬県4工場(玉村・藤岡・吉井・高崎)は、各々ISO14001の認証を取得しております。

## ③「個人情報保護」への対応

当社グループは、顧客情報資産の保全と社内情報資産の保全を重要な課題として捉え、個人情報保護法への対応を図り、情報セキュリティ基本方針を定め情報資産の機密性、完全性、可用性の確保に努めております。なお、「情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)」の認証を平成16年4月27日に取得しております。

## ④大規模災害への対応

「ISO22301事業継続マネジメントシステム(BCMS)」の認証を平成28年3月25日に取得しております。

### 3. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は20億8千3百万円であり、その主なものは新製品の金型及び設備の更新などであります。

### 4. 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                | 第 83 期<br>(自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | 第 84 期<br>(自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) | 第 85 期<br>(自 平成27年4月1日<br>至 平成28年3月31日) | 第 86 期(当期)<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) |
|--------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 64,791                                  | 64,950                                  | 66,510                                  | 66,967                                      |
| 経 常 利 益(百万円)             | 4,825                                   | 5,939                                   | 5,792                                   | 6,455                                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 2,809                                   | 3,222                                   | 3,512                                   | 4,726                                       |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 56.88                                   | 65.36                                   | 71.27                                   | 95.93                                       |
| 総 資 産(百万円)               | 84,557                                  | 88,590                                  | 88,828                                  | 93,000                                      |
| 純 資 産(百万円)               | 61,995                                  | 65,495                                  | 64,263                                  | 67,210                                      |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

## 5. 主要な事業内容

| 事業区分       | 主要な事業内容                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| オフィス機器     | ホッチキス、ホッチキス針、紙針ホッチキス、オートステープラ、プラスチックリング製本機、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、タイムカード、チェックライタ、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、チェーブマーカー、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売                                       |
| インダストリアル機器 | 釘打機、ガンタッカ、ねじ打機、ステーブル、ネイル、ねじ、エアコンプレッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ビン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売 |
| HCR機器      | 車いす、その他福祉用品の製造・販売                                                                                                                                                                          |

## 6. 主要な営業所及び工場

### (1) 当社

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 本店    | 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号                                                        |
| 営業所   | 札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、東京支店（中央区）、名古屋支店（名古屋市）、大阪支店（大阪市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市） |
| 開発・工場 | 開発本部（佐波郡）、玉村工場（佐波郡）、藤岡工場（藤岡市）※以上群馬県                                     |

### (2) 子会社

|    |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | 埼玉マックス㈱（さいたま市）、横浜マックス㈱（横浜市）、金沢マックス㈱（金沢市）、岡山マックス㈱（岡山市）、四国マックス㈱（高松市）、マックス常磐㈱（北茨城市）、マックス高崎㈱（高崎市）、㈱カワムラサイクル（神戸市）、マックス物流倉庫㈱（佐波郡）、マックスエンジニアリングサービス㈱（高崎市）                                                                                                            |
| 海外 | MAX USA CORP.（ニューヨーク）、MAX EUROPE B.V.（オランダ）、Lighthouse(UK)Holdco Limited（イギリス）、MAX ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、美克司香港有限公司（中国）、邁庫司(上海)商貿有限公司（中国）、MAX(THAILAND)CO.,LTD.（タイ）、MAX FASTENERS(M)SDN.BHD.（マレーシア）、美克司電子機械(深圳)有限公司（中国）、美克司電子機械(蘇州)有限公司（中国）、漳州立泰医療康復器材有限公司（中国） |

(注)埼玉マックス株式会社、横浜マックス株式会社、金沢マックス株式会社、岡山マックス株式会社、四国マックス株式会社は、平成29年4月1日付で合併し、商号をマックス販売株式会社としております。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金            | 当社の出資比率       | 主要な事業内容           |
|-----------------------------|----------------|---------------|-------------------|
| MAX (THAILAND) CO., LTD.    | 百万タイバート<br>474 | 100.0 %       | 事務用、建築用機器の製造・販売   |
| 美克司香港有限公司                   | 百万香港ドル<br>62   | 100.0         | 事務用、建築用機器の販売      |
| MAX FASTENERS (M) SDN. BHD. | 百万マレーシアドル<br>8 | 86.3<br>(3.7) | 事務用、建築用機器の製造・販売   |
| マックス常盤株式会社                  | 百万円<br>315     | 100.0         | 釘の製造・販売           |
| 株式会社カワムラサイクル                | 百万円<br>300     | 100.0         | 車いす、その他福祉用品の製造・販売 |

(注) 当社の出資比率欄の ( ) 内は、間接所有割合 (外数) であります。

### (3) 企業結合の経過

該当事項はありません。

## 8. 使用人の状況

|   |   | 使用人数    | 前期末比増減数 |
|---|---|---------|---------|
| 国 | 内 | 1,299 名 | △24 名   |
| 海 | 外 | 1,356   | △2      |
| 合 | 計 | 2,655   | △26     |

## 9. 主要な借入先

| 会社名       | 借入金残高                  |
|-----------|------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 800 <small>百万円</small> |
| 株式会社群馬銀行  | 650                    |

## II. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 145,983,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 49,500,626株  |
| (3) 株主数      | 3,877名       |
| (4) 単元株式数    | 1,000株       |
| (5) 大株主      |              |

| 株 主 名                                                | 持 株 数               | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|---------------------|---------|
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社                                  | 4,284 <sup>千株</sup> | 8.70 %  |
| マ ッ ク ス 共 栄 会 第 一 持 株 会                              | 3,795               | 7.70    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                  | 3,762               | 7.64    |
| マ ッ ク ス 共 栄 会 第 二 持 株 会                              | 3,029               | 6.15    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                    | 2,344               | 4.76    |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行                                      | 2,114               | 4.29    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )     | 1,624               | 3.30    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                              | 1,588               | 3.22    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 1,235               | 2.51    |
| マ ッ ク ス 従 業 員 持 株 会                                  | 1,163               | 2.36    |

(注) 持株比率については、自己株式228,862株を控除して算出しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の状況

| 地 位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                        |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 川 村 八 郎 |                                                     |
| 専務取締役         | 塩 川 博   | 営業本部長                                               |
| 常務取締役         | 樋 口 浩 一 | 生産本部長、兼システム統括担当                                     |
| 常務取締役         | 黒 沢 光 照 | 開発本部長                                               |
| 常務取締役         | 梅 沢 宏   |                                                     |
| 取 締 役         | 畠 山 正 誠 | 東京公園法律事務所弁護士<br>日本ケミファ株式会社社外取締役<br>公認会計士平田稔事務所公認会計士 |
| 社 外 監 査 等 委 員 | 平 田 稔   | 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役                                   |

- (注) 1. 当社は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会における決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。本件移行に伴い、同日付で常勤監査役 梅沢 宏氏、社外監査役 畠山 正誠氏の任期が満了し、それぞれ監査等委員である取締役に就任いたしました。また、社外取締役 平田 稔氏は、同日付で監査等委員である取締役に就任いたしました。
2. 常勤監査役 木暮 郷司氏、社外監査役 望月 眞宏氏は任期満了により、平成28年6月29日付で退任いたしました。
3. 梅沢 宏氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役に除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るためであります。
4. 監査等委員である取締役 畠山 正誠、平田 稔の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
5. 監査等委員である取締役 平田 稔氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 次のとおり取締役の地位・担当の異動がありました。

| 氏名    | 変更前                                | 変更後                                       | 異動年月日      |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------|------------|
| 川村 八郎 | 代表取締役社長                            | 取締役相談役                                    | 平成29年4月1日付 |
| 黒沢 光照 | 常務取締役上席執行役員<br>開発本部長               | 代表取締役社長                                   | 平成29年4月1日付 |
| 樋口 浩一 | 常務取締役上席執行役員<br>生産本部長、兼システム<br>統括担当 | 専務取締役上席執行役員<br>生産本部長兼生産本部室<br>長、兼システム統括担当 | 平成29年4月1日付 |

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                                  | 支 給 人 員  | 支 給 額               |
|--------------------------------------|----------|---------------------|
| 取締役<br>(監査等委員である取締役を除く)<br>(うち社外取締役) | 5<br>(1) | 152,231<br>(2,146)  |
| 監査等委員である取締役<br>(うち社外取締役)             | 3<br>(2) | 25,799<br>(12,688)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役)                     | 4<br>(2) | 11,402<br>(2,760)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)                      | 9<br>(3) | 189,433<br>(17,595) |

- (注) 1. 監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の支給額は、移行後の期間に係るものであります。
2. 監査役には、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役4名(うち社外監査役2名)を含んでおります。
3. 取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
4. 支給額には、第86回定時株主総会において決議予定の役員賞与53,266千円(監査等委員である取締役を除く取締役4名)が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 監査等委員である取締役 畠山 正誠

#### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である東京公園法律事務所及び日本ケミファ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会5回の全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

#### ④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(2) 監査等委員である取締役 平田 稔

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である公認会計士平田稔事務所及び関東いすゞ自動車株式会社は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会 18 回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会 16 回の全てに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

##### 3. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

|                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 42百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

- (1) 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること、及び会社の業務並びに企業集団の業務の適正を確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を行っています。

あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引先と覚書を締結するなど、反社会的勢力との関係を遮断する体制としております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役の閲覧に供しています。

これらの書類は、文書保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営関連会議規程」を定め、定期的開催される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、全社のリスクを抽出、把握、対応する体制を取っております。また内部監査部門が、監査の中で各部門の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にコーポレートガバナンス委員会に報告し、コーポレートガバナンス委員会でのリスク管理状況は取締役会に報告され、各部門のリスク管理についての改善・進捗が全社的に図られる体制を取っております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社是、経営基本姿勢に基づいた経営方針を作成し、その経営方針に基づいた中期経営計画、中期経営計画をより具体的な形とした年度事業計画を取締役会の承認を得て定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、取締役会のほか、社内の重要会議として定期的に経営会議、事業会議、事業戦略会議を開催し、意思決定の迅速化及び職務執行の効率化のための全社的な情報の共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5) -イ) 当社の子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社経営に関する基本方針」において、子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。その報告を基に各子会社を所管する部門が各々の子会社の状況を把握し、事業会議、取締役会において子会社の業績、財務状況の報告を定期的に行っております。

(5) -ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コーポレートガバナンス委員会を設置し、子会社を含めたグループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議する体制としております。

内部監査部門が子会社監査の中で、各子会社の個別リスク管理状況の把握を行い、定期的にはコーポレートガバナンス委員会、取締役会に報告し、各子会社のリスク管理についての改善進捗を全社的に図られる体制としております。

(5) -ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、その中期経営計画を具体化するために、毎事業年度ごとのグループ全体の短期事業計画を定め、各部門がそれに基づいて業務遂行しております。

また、各子会社を所管する部門と子会社の間で定期的に会議を行い、情報の共有化及び職務執行の効率性を確保する体制としております。

(5) -ニ) 当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

マックスグループの取締役及び従業員が法令や社内規程に従い、かつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるように「マックスグループ社員行動規範」を定めて遵守を求めています。また、内部監査規程に基づいて、内部監査部門が定期的に監査を実施しております。あわせて、内部通報窓口（マックスヘルプライン）を設置し、不適切な行為を把握する体制をとっております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会からの指示の実効性の確保について

監査等委員会が選定する監査等委員は、社内の重要な会議に出席するなど、監査等委員会において直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査等委員会の職務を補助する取締役及び従業員の恒久的な設置は求めておりません。監査等委員会が補助する取締役及び使用人の設置を求めた場合には、監査等委員会の求めに応じて適切な人員を配置することとしています。また、内部監査部門が、監査等委員会と連携しその職務を補助する体制としております。

(7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)等並びに当社子会社の取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制

(7) -イ) 当社の取締役等が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会が選定した監査等委員は、事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握しております。

内部監査部門は監査結果の報告を始めとして、内部監査から得られた情報について、監査等委員会と緊密な連携を行っております。

(7) -ロ) 当社の子会社の取締役等が会社関係者より報告を受けた事項を当社の監査等委員会に報告をするための体制

内部監査部門が定期的に子会社監査を実施し、その結果得られた情報を監査等委員会に報告しております。

また内部通報制度において、通報状況については内部監査部門を通じて監査等委員会に報告される体制を取っております。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由とする不利益の扱いを禁止するとともに、内部通報規程において、公益目的で報告、または相談をした場合、報告をした者が当該報告をしたことでの不利益な取り扱いの禁止を定めております。

## (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を支払うこととしております。

## (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じてマックスグループの取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求められることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。

## (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る内部統制の体制を整備し、維持・向上を図っております。

当事業年度において、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### 1. コンプライアンス体制

全社員が備えるべき法的スキルの教育として階層別研修及び業務別に必要な法的スキルの教育として部門別研修を其々プログラム化して実施し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当社グループにおけるコンプライアンス行動の基準を示している「グループ社員行動規範」については各研修の冒頭で「行動規範」の説明を行い、海外向けには英語・中国語・タイ語・マレー語を用意し現地での周知徹底を図っております。当期は、全社員を対象にした業務上の「セルフチェック」実施の際に、「行動規範」の全項目のチェックを行いました。

また、内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

### 2. リスク管理体制

当社の内部監査部門が国内・海外拠点について内部監査規程に基づいて監査を実施し、把握した各社の個別リスク管理状況を、当社グループのリスク管理を担当する機関であるコーポレートガバナンス委員会にて報告しております。

コーポレートガバナンス委員会は4回開催し、内部監査報告をはじめ他社事例研究・部門別リスク管理状況・規程見直し・情報セキュリティ監査を主なテーマとして検討を実施し、リスク管理について全社的な改善・進捗を図っております。

### 3. 取締役の職務執行

取締役会は、中期・事業計画及び当社グループに関わる重要案件を論議・決裁し、取締役の職務執行を監督しております。職務執行を迅速に行うために取締役会の委任の下に、取締役をもって構成する経営会議を開催し、全社事業運営に関わる事業環境等様々な変化を踏まえ、取締役会への付議事項の事前検討及び全社重要案件について検討しております。

### 4. グループ管理体制

当社の子会社については、販売会社は国内・海外双方を営業本部が、生産会社は国内・海外双方を生産本部が所管しており、少なくとも四半期ごとに各子会社よりリスクを含めた運営状況・財務状況について、コーポレートガバナンス委員会等で報告を受け情報の共有化及び職務執行の効率化を図っております。

### 5. 監査等委員の職務の執行

当社の監査等委員会は常勤1名及び社外取締役2名の3名で構成されております。3名の監査等委員は取締役会、コーポレートガバナンス委員会のすべてに出席しています。更に常勤の監査等委員は事業会議、事業戦略会議等社内の重要な会議に出席し、業務執行状況、意思決定プロセスに関して把握し、監査等委員でない取締役と随時意見交換を行っています。

また四半期ごとの決算報告の場でレビュー及び会計処理内容について会計監査人と意見交換を行い、監査内容を含めた会計監査人の評価を実施しております。

## 2. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為（下記Ⅲ. 2. (1)において定義します。以下同じとします。）が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1)において定義します。以下同じとします。）により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲ. に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホットキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業時に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「顧客を知る、現場を知る経営」、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の4つを柱として、「顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長して行く集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ピーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器、高齢者向け自転車など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は「中期経営計画」を策定し、経営方針を『1. 成長事業の確立、2. 収益力の強化、3. 自ら考え、行動を起こす』と定め、事業成長と収益構造の強化に裏づけされた企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

### Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ. に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

#### 1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様が判断に必要なかつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

### (2) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

意向表明書に記載していただく具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者の概要
  - (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (ii) 設立準拠法
  - (iii) 代表者の役職及び氏名
  - (iv) 国内連絡先
  - (v) 会社等の目的及び事業の内容
  - (vi) 会社等の大株主又は大口出資者の内容

- ② 提案する大規模買付行為の概要
- ③ 現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数
- ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑨ 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑩ 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が大規模買付者に情報提供を要請し大規模買付者がこれに応答する期間（以下「情報提供期間」といいます。）を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、当社取締役会が大規模買付者に対し、最初に大規模買付情報のリストを交付した日の翌日から起算して最長で60日間とし、仮に大規模買付者から必要な情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、当社取締役会による評価・検討を開始するものとしたします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を公表いたします。情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知をした日又は上記の上限に達した日のいずれか早い日をもって満了するものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(4) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4.をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします（但し、延長期間は最長30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うこととどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置

の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

#### 4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

##### (1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

##### (2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

#### 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さら

には、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様と与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様への権利の確定前に行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償

割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

## 7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記I.に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は(ii) 特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(別紙1)

## 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### ① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

#### ② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### ③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

#### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

#### ④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### ⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### ⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### ⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(別紙2)

## 特別委員会規則〈概要〉

### 1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ①特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ②特別委員の人数は3名以上とする。
- ③特別委員は、当社社外取締役、当社社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

### 2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

### 3. 特別委員会の権限

- ①特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ②特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

### 4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

### 5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

特別委員会の委員の略歴

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| はたけ やま まさ あき<br>島山正誠<br>(昭和23年2月18日生) | 昭和46年7月 日本鋼管株式会社(現JFEホールディングス株式会社)入社<br>昭和48年2月 同社退社<br>昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>篠崎芳明法律事務所(現篠崎・進士法律事務所) 弁護士<br>平成元年4月 千代田区建築審査会委員<br>平成3年1月 松枝飯島島山藤原法律事務所(現東京虎ノ門法律事務所) パートナー弁護士<br>平成17年8月 東京公園法律事務所開設、現在に至る<br>平成20年6月 当社監査役<br>同特別委員会委員に就任、現在に至る<br>平成22年6月 日本ケミファ株式会社社外取締役、現在に至る<br>平成28年6月 当社監査等委員である取締役、現在に至る                                                         |
| ひら た みのろ<br>平田稔<br>(昭和28年9月26日生)      | 昭和52年9月 本島公認会計士共同監査事務所入所<br>昭和57年3月 公認会計士登録<br>平成3年7月 監査法人朝日新和会社(現有限責任 あずさ監査法人) 社員<br>平成14年6月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 代表社員<br>平成23年8月 公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る<br>平成24年6月 株式会社カワムラサイクル社外監査役<br>平成24年6月 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る<br>平成25年4月 公立大学法人前橋工科大学監事<br>平成27年4月 株式会社カワムラサイクル社外監査役退任<br>平成27年6月 当社取締役<br>同特別委員会委員に就任、現在に至る<br>平成28年6月 当社監査等委員である取締役、現在に至る                      |
| かん だ あ さか<br>神田安積<br>(昭和38年12月25日生)   | 平成5年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>銀座東法律事務所弁護士<br>平成11年4月 レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士<br>平成14年5月 西新橋総合法律事務所パートナー弁護士<br>平成20年6月 株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役<br>平成21年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー 弁護士、現在に至る<br>平成22年4月 第二東京弁護士会副会長<br>平成23年6月 当社補欠監査役<br>平成26年4月 ウイン・パートナーズ株式会社 社外監査役<br>平成27年3月 日本弁護士連合会事務次長<br>平成27年6月 ウイン・パートナーズ株式会社 社外取締役(監査等委員)、現在に至る<br>平成28年6月 当社補欠の監査等委員である社外取締役、現在に至る |

- (注) 1. 島山 正誠及び平田 稔の両氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。  
2. 神田 安積氏は、当社の補欠の監査等委員である社外取締役であります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>49,916</b> | <b>流動負債</b>     | <b>12,592</b> |
| 現金及び預金          | 21,965        | 買掛金             | 3,864         |
| 受取手形及び売掛金       | 14,748        | 短期借入金           | 1,950         |
| 有価証券            | 4,212         | リース負債           | 170           |
| 商品及び製品          | 5,160         | 未払金             | 1,756         |
| 仕掛品             | 845           | 未払法人税等          | 1,372         |
| 原材料             | 1,183         | 未払消費税等          | 246           |
| 繰延税金資産          | 922           | 繰延税金負債          | 22            |
| その他             | 879           | 賞与引当金           | 1,719         |
| 貸倒引当金           | △1            | 役員賞与引当金         | 53            |
| <b>固定資産</b>     | <b>43,084</b> | その他             | 1,436         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,342</b> | <b>固定負債</b>     | <b>13,197</b> |
| 建物及び構築物         | 6,008         | 長期借入金           | 50            |
| 機械装置及び運搬具       | 2,610         | リース負債           | 270           |
| 土地              | 6,972         | 再評価に係る繰延税金負債    | 462           |
| リース資産           | 441           | 製品保証引当金         | 44            |
| 建設仮勘定           | 479           | 退職給付に係る負債       | 12,061        |
| その他             | 830           | 資産除去債務          | 18            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>496</b>    | そのれん他           | 15            |
| のれん             | 269           | <b>負債合計</b>     | <b>25,789</b> |
| その他             | 226           | <b>純資産の部</b>    |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>25,245</b> | <b>株主資本</b>     | <b>69,059</b> |
| 投資有価証券          | 21,034        | 資本金             | 12,367        |
| 長期貸付金           | 288           | 資本剰余金           | 10,518        |
| 繰延税金資産          | 3,071         | 利益剰余金           | 46,444        |
| その他             | 857           | 自己株式            | △271          |
| 貸倒引当金           | △5            | その他の包括利益累計額     | △1,948        |
| <b>資産合計</b>     | <b>93,000</b> | その他有価証券評価差額金    | 1,635         |
|                 |               | 土地再評価差額金        | △328          |
|                 |               | 為替換算調整勘定        | △306          |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額    | △2,949        |
|                 |               | 非支配株主持分         | 100           |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>67,210</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>93,000</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 額      |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 66,967 |
| 売上原価            |       | 40,385 |
| 売上総利益           |       | 26,582 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 20,259 |
| 営業利益            |       | 6,323  |
| 営業外収入           |       |        |
| 受取利息            | 83    |        |
| 受取配当金           | 124   |        |
| 受取貸付料           | 16    |        |
| 負債のれん償却額        | 7     |        |
| 固定資産受贈益         | 48    |        |
| その他             | 86    | 367    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払替利差           | 45    |        |
| その他             | 126   |        |
| その他             | 62    | 234    |
| 経常利益            |       | 6,455  |
| 特別固定資産売却益       | 17    | 17     |
| 特別固定資産廃棄損失      | 20    |        |
| 減損損失            | 103   | 123    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 6,349  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,004 |        |
| 過年度法人税等         | △250  |        |
| 法人税等調整額         | △135  | 1,618  |
| 当期純利益           |       | 4,731  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 4      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,726  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|---------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成28年4月1日残高               | 12,367  | 10,518 | 43,654 | △263    | 66,277 |
| 当連結会計年度中の変動額              |         |        |        |         |        |
| 剰余金の配当                    |         |        | △1,921 |         | △1,921 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |        | 4,726  |         | 4,726  |
| 自己株式の取得                   |         |        |        | △8      | △8     |
| 自己株式の処分                   |         | 0      |        | 0       | 0      |
| 土地再評価差額金取崩額               |         |        | △14    |         | △14    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |        |        |         |        |
| 当連結会計年度中の変動額合計            | -       | 0      | 2,790  | △8      | 2,782  |
| 平成29年3月31日残高              | 12,367  | 10,518 | 46,444 | △271    | 69,059 |

(単位：百万円)

|                           | その他の包括利益累計額       |                 |                 |                         |                           | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|---------------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|------------------|--------|
|                           | そ の 他 有 価 値 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |                  |        |
| 平成28年4月1日残高               | 1,190             | △343            | 285             | △3,258                  | △2,126                    | 112              | 64,263 |
| 当連結会計年度中の変動額              |                   |                 |                 |                         |                           |                  |        |
| 剰余金の配当                    |                   |                 |                 |                         |                           |                  | △1,921 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                   |                 |                 |                         |                           |                  | 4,726  |
| 自己株式の取得                   |                   |                 |                 |                         |                           |                  | △8     |
| 自己株式の処分                   |                   |                 |                 |                         |                           |                  | 0      |
| 土地再評価差額金取崩額               |                   |                 |                 |                         |                           |                  | △14    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 445               | 14              | △592            | 309                     | 178                       | △12              | 165    |
| 当連結会計年度中の変動額合計            | 445               | 14              | △592            | 309                     | 178                       | △12              | 2,947  |
| 平成29年3月31日残高              | 1,635             | △328            | △306            | △2,949                  | △1,948                    | 100              | 67,210 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 22社

主要な連結子会社名

㈱カワムラサイクル、マックス常磐㈱、マックスエンジニアリングサービス㈱、埼玉マックス㈱、MAX(THAILAND)CO.,LTD.、MAX FASTENERS(M)SDN.BHD.、Lighthouse(UK)Holdco Limited、MAX USA CORP.

##### ② 非連結子会社の数 3社

非連結子会社名

マックスビジネスサービス㈱、マックス技研㈱、マックスエンジニアリング㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも当連結会計年度においては、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため連結の範囲より除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当する非連結子会社及び関連会社はありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

マックスビジネスサービス㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社はいずれも小規模であり、合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため持分法の範囲より除いております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、Lighthouse(UK)Holdco Limited及びLighthouse(UK)Limitedは12月31日決算で同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、国内子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有していません。

2) たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(賃貸不動産を含みリース資産を除く)

主に定率法を採用しています。ただし当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～15年

その他 2～15年

2) 無形固定資産

当社及び国内連結子会社においては、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び連結子会社においては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社においては、従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

当社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4) 製品保証引当金

製品の無償保証期間に基づく修理の支払いに備えるため、過去の無償修理実績に基づいて計算した額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

定額法(償却年数は20年以内のその効果が及ぶ期間)により償却しております。なお、

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)適用前に発生した負ののれんについては主に20年間の定額法により償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

2.会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しています。

3.連結貸借対照表に関する注記

|                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 受取手形割引高          | 474 百万円    |
| 輸出手形割引高              | 18 百万円     |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額   | 46,572 百万円 |
| (3) 投資その他の資産の減価償却累計額 | 331 百万円    |

(4) 土地再評価差額金

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、次のとおりであります。

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 土地                  | △2,480 百万円 |
| 投資その他の資産のその他に含まれる土地 | 4 百万円      |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 49,500,626 株

(2) 配当金に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年<br>6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,921           | 39              | 平成28年<br>3月31日 | 平成28年<br>6月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|             |            |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額   | 2,069 百万円  |
| 2) 1株当たり配当額 | 42 円       |
| 3) 基準日      | 平成29年3月31日 |
| 4) 効力発生日    | 平成29年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資は短期的な預金等に限定し、これを上回る余資が生ずる場合には主に有価証券(債券)に投資しております。調達につきましては、銀行等金融機関からの借入れにより行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として債券及び株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金(短期)及び設備投資資金(長期)であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位:百万円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|---------------|----------------|--------|----|
| ①現金及び預金       | 21,965         | 21,965 | -  |
| ②受取手形及び売掛金    | 14,748         | 14,748 | -  |
| ③有価証券及び投資有価証券 |                |        |    |
| 1)その他有価証券     | 24,886         | 24,886 | -  |
| ④長期貸付金        | 288            | 323    | 35 |
| 資産計           | 61,888         | 61,923 | 35 |
| ⑤買掛金          | 3,864          | 3,864  | -  |
| ⑥短期借入金        | 1,950          | 1,950  | -  |
| ⑦未払金          | 1,756          | 1,756  | -  |
| 負債計           | 7,570          | 7,570  | -  |

(注1)金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

⑤買掛金、⑥短期借入金、並びに⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)非上場株式及び非上場関係会社株式(連結貸借対照表計上額360百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産につきましては、賃貸等不動産総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

7.1 株当たり情報に関する注記

|              |              |
|--------------|--------------|
| ・ 1株当たり純資産額  | 1,362 円 05 銭 |
| ・ 1株当たり当期純利益 | 95 円 93 銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

マックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 富 | 永 | 貴 | 雄 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 | 上 | 尚 | 志 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西 | 村 | 克 | 広 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                |               |
|----------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>42,943</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>12,639</b> |
| 現金及び預金               | 17,201        | 買掛金                    | 3,726         |
| 受取手形                 | 1,591         | 短期借入金                  | 2,198         |
| 売掛金                  | 13,372        | 未払金                    | 159           |
| 有価証券                 | 4,212         | 未払法人税等                 | 1,432         |
| 商品及び製品               | 3,843         | 未払引当金                  | 1,234         |
| 仕掛品                  | 621           | 預り証                    | 1,274         |
| 原材料                  | 672           | 賞与引当金                  | 751           |
| 前払費用                 | 231           | 役員賞与引当金                | 1,296         |
| 繰延税金資産               | 606           | その他                    | 53            |
| 短期貸付金                | 279           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>8,184</b>  |
| 未収入金                 | 176           | 長期借入金                  | 50            |
| その他                  | 135           | リース負債                  | 227           |
| 貸倒引当金                | △0            | 再評価に係る繰延税金負債           | 462           |
|                      |               | 退職給付引当金                | 7,209         |
|                      |               | 製品保証引当金                | 47            |
|                      |               | その他                    | 191           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>45,751</b> | <b>負 債 合 計</b>         | <b>20,824</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>13,198</b> | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| 建物                   | 4,154         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>66,574</b> |
| 構築物                  | 212           | 資本金                    | 12,367        |
| 機械及び装置               | 1,558         | 資本剰余金                  | 10,518        |
| 車両運搬具                | 9             | 資本準備金                  | 10,517        |
| 工具、器具及び備品            | 395           | その他資本剰余金               | 0             |
| 土地                   | 6,047         | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>43,960</b> |
| リース資産                | 386           | 利益準備金                  | 3,091         |
| 建設仮勘定                | 433           | その他利益剰余金               | 40,868        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>166</b>    | 土地圧縮積立金                | 132           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>32,386</b> | 償却資産圧縮積立金              | 54            |
| 投資有価証券               | 20,914        | 別途積立金                  | 33,770        |
| 関係会社株                | 8,664         | 繰越利益剰余金                | 6,911         |
| 長期貸付金                | 484           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△271</b>   |
| 繰延税金資産               | 1,600         | 評価・換算差額等               | 1,296         |
| 貸貸不動産                | 245           | その他有価証券評価差額金           | 1,625         |
| 敷金及び保証金              | 75            | 土地再評価差額金               | △328          |
| その他                  | 407           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>67,871</b> |
| 貸倒引当金                | △5            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>88,695</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>88,695</b> |                        |               |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日  
至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金     | 額      |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 60,251 |
| 売 上 原 価               |       | 39,053 |
| 売 上 総 利 益             |       | 21,198 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 16,237 |
| 営 業 利 益               |       | 4,961  |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 580   |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 16    |        |
| 固 定 資 産 受 贈 益         | 48    |        |
| そ の 他                 | 47    | 693    |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 49    |        |
| 為 替 差 損               | 246   |        |
| そ の 他                 | 52    | 347    |
| 経 常 利 益               |       | 5,306  |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 15    | 15     |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 廃 棄 損         | 12    |        |
| 減 損 損 失               | 60    | 73     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 5,248  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,648 |        |
| 過 年 度 法 人 税 等         | △250  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △183  | 1,215  |
| 当 期 純 利 益             |       | 4,033  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成28年4月1日残高             | 12,367  | 10,517    | 0        | 10,518  |
| 当事業年度中の変動額              |         |           |          |         |
| 剰余金の配当                  |         |           |          |         |
| 当期純利益                   |         |           |          |         |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |         |
| 自己株式の処分                 |         |           | 0        | 0       |
| 償却資産圧縮積立金の取崩            |         |           |          |         |
| 土地再評価差額金取崩額             |         |           |          |         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |          |         |
| 当事業年度中の変動額合計            | —       | —         | 0        | 0       |
| 平成29年3月31日残高            | 12,367  | 10,517    | 0        | 10,518  |

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本   |          |           |        |         |        |      |        |         |
|-------------------------|-----------|----------|-----------|--------|---------|--------|------|--------|---------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |          |           |        |         |        | 自己株式 | 株主資本合計 |         |
|                         | 利益準備金     | その他利益剰余金 |           |        |         |        |      |        | 利益剰余金合計 |
|                         |           | 土地圧縮積立金  | 償却資産圧縮積立金 | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金  |      |        |         |
| 利益剰余金                   |           |          |           |        |         |        |      |        |         |
| 平成28年4月1日残高             | 3,091     | 132      | 57        | 33,770 | 4,812   | 41,863 | △263 | 64,486 |         |
| 当事業年度中の変動額              |           |          |           |        |         |        |      |        |         |
| 剰余金の配当                  |           |          |           |        | △1,921  | △1,921 |      | △1,921 |         |
| 当期純利益                   |           |          |           |        | 4,033   | 4,033  |      | 4,033  |         |
| 自己株式の取得                 |           |          |           |        |         |        | △8   | △8     |         |
| 自己株式の処分                 |           |          |           |        |         |        | 0    | 0      |         |
| 償却資産圧縮積立金の取崩            |           |          | △2        |        | 2       | —      |      | —      |         |
| 土地再評価差額金取崩額             |           |          |           |        | △14     | △14    |      | △14    |         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |          |           |        |         |        |      |        |         |
| 当事業年度中の変動額合計            | —         | —        | △2        | —      | 2,099   | 2,096  | △8   | 2,088  |         |
| 平成29年3月31日残高            | 3,091     | 132      | 54        | 33,770 | 6,911   | 43,960 | △271 | 66,574 |         |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

|                             | 評価・換算差額等         |          |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 平成28年4月1日残高                 | 1,182            | △343     | 838            | 65,324 |
| 当事業年度中の変動額                  |                  |          |                |        |
| 剰余金の配当                      |                  |          |                | △1,921 |
| 当期純利益                       |                  |          |                | 4,033  |
| 自己株式の取得                     |                  |          |                | △8     |
| 自己株式の処分                     |                  |          |                | 0      |
| 償却資産圧縮積立金の取崩                |                  |          |                | —      |
| 土地再評価差額金取崩額                 |                  |          |                | △14    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 443              | 14       | 458            | 458    |
| 当事業年度中の変動額合計                | 443              | 14       | 458            | 2,546  |
| 平成29年3月31日残高                | 1,625            | △328     | 1,296          | 67,871 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

・移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有していません。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・仕掛品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・原材料

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物(建物附属設備を除く)については、平成10年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定額法によっております。建物附属設備及び構築物については、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものは定率法、平成28年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。それ以外については平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものは、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 5～60年

機械及び装置 2～15年

車両運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑤ 製品保証引当金

製品の無償保証期間に基づく修理の支払いに備えるため、過去の無償修理実績に基づいて計算した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

2.会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しています。

### 3.貸借対照表に関する注記

|                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 受取手形割引高        | 474 百万円    |
| 輸出手形割引高            | 18 百万円     |
| (2) 有形固定資産減価償却累計額  | 40,369 百万円 |
| (3) 賃貸不動産減価償却累計額   | 295 百万円    |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,285 百万円  |
| (5) 関係会社に対する長期金銭債権 | 203 百万円    |
| (6) 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,654 百万円  |
| (7) 土地再評価差額金       |            |

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

#### ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は次のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 土地           | △2,480 百万円 |
| 賃貸不動産に含まれる土地 | 4 百万円      |

### 4.損益計算書に関する注記

#### ・関係会社に対する取引高

|            |            |
|------------|------------|
| 売上高        | 9,510 百万円  |
| 仕入高        | 12,053 百万円 |
| その他の営業取引高  | 2,244 百万円  |
| 営業取引以外の取引高 | 538 百万円    |

### 5.株主資本等変動計算書に関する注記

#### ・当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |           |
|------|-----------|
| 普通株式 | 228,862 株 |
|------|-----------|

## 6. 税効果会計に関する注記

・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 賞与引当金        | 388 百万円   |
| 退職給付引当金      | 2,146 百万円 |
| 投資有価証券評価損    | 353 百万円   |
| 未払事業税等       | 85 百万円    |
| その他          | 381 百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 3,356 百万円 |
| 評価性引当額       | △471 百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 2,884 百万円 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △598 百万円  |
| 土地圧縮積立金      | △56 百万円   |
| 償却資産圧縮積立金    | △23 百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △677 百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 2,206 百万円 |

上記の他、土地再評価に係る繰延税金負債が462百万円計上されております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位: 百万円)

| 種類  | 会社等の<br>名称       | 議決権等の<br>所有(被所<br>有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容          | 取引金額  | 科目  | 期末残高  |
|-----|------------------|------------------------|---------------|----------------|-------|-----|-------|
| 子会社 | MAX USA<br>CORP. | (所有)<br>直接 100%        | 当社製品の<br>販売   | 当社製品の<br>販売(注) | 3,464 | 売掛金 | 1,474 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し価格交渉の上で決定しております。

## 8.1 株当たり情報に関する注記

- ・1株当たり純資産額 1,377 円 49 銭
- ・1株当たり当期純利益 81 円 85 銭

# 会計監査人監査報告書 贈本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

マックス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 富 | 永 | 貴 | 雄 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 | 上 | 尚 | 志 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西 | 村 | 克 | 広 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

マックス株式会社監査等委員会

監 査 等 委 員 梅 沢 宏 ㊟

監 査 等 委 員 畠 山 正 誠 ㊟

監 査 等 委 員 平 田 稔 ㊟

監査等委員畠山正誠及び平田稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

当社は、平成28年6月29日開催の第85回定時株主総会の決議により、当該総会の終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。本監査報告書は、平成28年4月1日から平成28年6月29日までの期間につきましても、監査の対象としております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長を図り、事業利益を追求することにより自己資本当期純利益率（ROE）を向上させ、業績に裏づけされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

これに基づく配当政策を、連結決算を基準に「配当性向40%を下限とし、純資産配当率2.5%を目指します」と定めております。

当期におきましては、当社グループの売上高は前期比0.7%の増収、営業利益は前期比7.5%の増益、経常利益は前期比11.4%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比34.6%の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援におこたえすべく、前期の1株につき39円を3円増配して、42円とさせていただきたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき42円 総額2,069,414,088円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）4名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会として事前に検討いたしましたましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者の番号                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                           | くろさわみつてる<br><b>黒沢 光照</b><br>(昭和30年2月1日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成17年7月 同生産本部Nプロ部長<br>平成17年9月 同生産本部付MAX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長<br>平成20年4月 同生産本部生産技術部長<br>平成21年10月 同生産本部玉村工場長<br>平成22年4月 同執行役員生産本部玉村工場長、兼藤岡工場担当<br>平成22年11月 同執行役員品質保証部長<br>平成23年1月 同執行役員環境・品質保証部長兼品質統括グループ部長<br>平成24年4月 同執行役員環境・品質保証部長<br>平成24年6月 同取締役執行役員環境・品質保証部長<br>平成26年4月 同取締役上席執行役員開発本部長兼開発設計部長<br>平成26年10月 同取締役上席執行役員開発本部長兼開発設計部長兼設計品質グループ部長<br>平成27年4月 同常務取締役上席執行役員開発本部長<br>平成29年4月 同代表取締役社長、現在に至る | 13,000 株   |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>黒沢 光照氏は平成 17 年以降、タイの海外生産子会社社長、当社生産技術部長、当社工場長、環境・品質保証部長、開発本部長等を経て、平成 29 年 4 月から代表取締役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者の番号                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                           | ひぐち こういち<br><b>樋口 浩一</b><br>(昭和32年3月1日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成13年4月 同システム統括部長<br>平成20年4月 同生産本部生産本部長兼管理部長、兼システム統括担当<br>平成21年4月 同執行役員生産本部生産本部長兼管理部長、兼システム統括担当<br>平成23年4月 同執行役員生産本部副本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当<br>平成23年6月 同取締役執行役員生産副本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当<br>平成24年4月 同常務取締役上席執行役員生産副本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当<br>平成25年6月 同常務取締役上席執行役員生産本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当<br>平成25年10月 同常務取締役上席執行役員生産本部長兼生産本部室長兼管理部長、兼システム統括担当<br>平成26年4月 同常務取締役上席執行役員生産本部長、兼システム統括担当<br>平成29年4月 同専務取締役上席執行役員生産本部長兼生産本部室長、兼システム統括担当、現在に至る | 12,000株    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>樋口 浩一氏は生産部門・情報システム部門に長く携わり、平成13年システム統括部長、平成20年から生産本部長、平成25年から生産本部長を務めており、当社グループの生産部門及び情報管理部門において豊富な経験を有しております。この経験を生かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者の番号                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                       | こ だい とみ お<br>※ 小 鯛 富 雄<br>(昭和30年11月28日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成20年4月 同営業本部機工品営業部第2機工品営業部長代理<br>平成25年4月 同営業本部第2機工品営業部長<br>平成26年10月 同営業本部機工品営業部長<br>平成27年1月 同執行役員営業本部機工品営業部長<br>平成28年7月 同執行役員営業本部機工品営業部長、兼商品企画グループ部長<br>平成28年10月 同上席執行役員営業本部営業副本部長、兼機工品、A F 担当、現在に至る | 8,530株             |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/> 小鯛 富雄氏は入社以来インダストリアル機器部門である国内機工品事業に長く携わり、平成20年から営業本部機工品営業部第2機工品営業部長代理、平成26年から営業本部機工品営業部長、平成28年から営業本部営業副本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しております。この経験を生かし、新たに取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                       |                    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任取締役候補者であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員賞与支給の件

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額53,266,200円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案について監査等委員会として事前に検討しましたが、特段反対するべき問題は見受けられませんでした。

### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続についてご承認をいただいております。その後、近時の買収防衛策をめぐる環境の変化等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みとしての旧プランの在り方について、検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、当社第86回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを一部変更のうえ継続することを決定いたしました（改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を、以下「本プラン」といいます。）。主な変更点は次のとおりです。

- ①特別委員会規則の特別委員選任対象者から、当社社外監査役を削除いたします。
- ②その他、文言等の修正をいたします。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外取締役2名を含む取締役7名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は平成29年5月12日現在、特定の第三者より大規模買付行為（下記Ⅲ. 2.（1）において定義します。以下同じとします。）に関する具体的な提案は受けておりません。

本議案は、引続き株主共同の利益を守るために、本プランを継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者（下記Ⅲ. 2.（1）において定義します。以下同じとします。）により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## Ⅱ. 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取り組みとして、下記Ⅲ. に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取り組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業期に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスプレイ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

## Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ. に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていたこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたします。

### 1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることな

く、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

### (2) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

意向表明書に記載していただく具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者の概要
  - (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (ii) 設立準拠法
  - (iii) 代表者の役職及び氏名
  - (iv) 国内連絡先
  - (v) 会社等の目的及び事業の内容

- (vi) 会社等の大株主又は大口出資者の内容
- ② 提案する大規模買付行為の概要
- ③ 現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数
- ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

### (3) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑨ 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑩ 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定し

ている合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が大規模買付者に情報提供を要請し大規模買付者がこれに回答する期間（以下「情報提供期間」といいます。）を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、当社取締役会が大規模買付者に対し、最初に大規模買付情報のリストを交付した日の翌日から起算して最長で60日間とし、仮に大規模買付者から必要な情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、当社取締役会による評価・検討を開始するものいたします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を公表いたします。情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知をした日又は上記の上限に達した日のいずれか早い日をもって満了するものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(4) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4. をご参照ください）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします（ただし、延長期間は最長30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを

行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）。

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

### （3） 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

#### 4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

##### (1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

##### (2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

#### 5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、更には、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3. に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

したがいまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様のご権利の確定前に行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、平成29年6月29日開催の第86回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

## 7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限内であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)又は(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味しません。以下同じとします。

(別紙1)

## 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### ① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2.の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会が定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

#### ② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

#### ③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

#### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

#### ④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### ⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### ⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### ⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(別紙2)

### 特別委員会規則〈概要〉

#### 1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ①特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ②特別委員の人数は3名以上とする。
- ③特別委員は、当社社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

#### 2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。ただし、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

#### 3. 特別委員会の権限

- ①特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ②特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

#### 4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

#### 5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

(ご参考)

特別委員会の委員の略歴

| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| はたけ やま まさ あき<br>島 山 正 誠<br>(昭和23年2月18日生) | 昭和46年7月 日本鋼管株式会社(現JFEホールディングス株式会社)入社<br>昭和48年2月 同社退社<br>昭和56年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>篠崎芳明法律事務所(現篠崎・進士法律事務所) 弁護士<br>平成元年4月 千代田区建築審査会委員<br>平成3年1月 松枝飯島島山藤原法律事務所(現東京虎ノ門法律事務所)<br>パートナー弁護士<br>平成17年8月 東京公園法律事務所開設、現在に至る<br>平成20年6月 当社監査役<br>同特別委員会委員に就任、現在に至る<br>平成22年6月 日本ケミファ株式会社社外取締役、現在に至る<br>平成28年6月 当社監査等委員である取締役、現在に至る                                                             |
| ひら た みのる<br>平 田 稔<br>(昭和28年9月26日生)       | 昭和52年9月 本島公認会計士共同監査事務所入所<br>昭和57年3月 公認会計士登録<br>平成3年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)社員<br>平成14年6月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員<br>平成23年8月 公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る<br>平成24年6月 株式会社カワムラサイクル社外監査役<br>平成24年6月 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る<br>平成25年4月 公立大学法人前橋工科大学監事<br>平成27年4月 株式会社カワムラサイクル社外監査役退任<br>平成27年6月 当社取締役<br>同特別委員会委員に就任、現在に至る<br>平成28年6月 同監査等委員である取締役、現在に至る                               |
| かん だ あ さか<br>神 田 安 積<br>(昭和38年12月25日生)   | 平成5年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>銀座東法律事務所弁護士<br>平成11年4月 レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士<br>平成14年5月 西新橋総合法律事務所パートナー弁護士<br>平成20年6月 株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役<br>平成21年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士、<br>現在に至る<br>平成22年4月 第二東京弁護士会副会長<br>平成23年6月 当社補欠監査役<br>平成26年4月 ウイン・パートナーズ株式会社 社外監査役<br>平成27年3月 日本弁護士連合会事務次長<br>平成27年6月 ウイン・パートナーズ株式会社 社外取締役(監査等委員)、現在<br>に至る<br>平成28年6月 当社補欠の監査等委員である社外取締役、現在に至る |

(注) 1. 島山 正誠及び平田 稔の両氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。

2. 神田 安積氏は、当社の補欠の監査等委員である社外取締役であります。

以 上

